

令和7年6月24日

尾道市福祉保健部
子育て支援課

療養費支給申請書の委任欄の記名について（依頼）

みだしの件について、「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人への委任欄は、患者又は被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）、いずれかの氏名であれば、申請書を受理していましたが、今後は以下のとおり取り扱いを改めました。

ご不明な点がある場合には、お問い合わせください。

<委任欄の記名について取扱変更点>

- ・患者の直筆により、患者の住所・氏名・委任年月日の記入を受けること。
- ・幼少児童や利き手を負傷している等、記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆で代理記入し、患者から押印を受けること。
- ・住所・委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

※子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の記載内容と請求書内容が一致しない場合には、引き続き返戻を行います。施術時には必ず受給者証の記載内容の確認をお願いします。

また、スポーツ保険の請求対象と思われる場合には、請求状況の確認をすることがありますのでご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

尾道市役所

子育て支援課 子育て支援係

Tel : 0848-38-9205

柔道整復施術所 各位

令和7年7月24日

尾道市福祉保健部
子育て支援課

子ども医療・ひとり親医療療養費支給申請書の委任欄の記名について（依頼）

みだしの件について、「柔道整復施術療養費支給申請書」の受取代理人への委任の欄の記名は、患者又は被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）、いずれかの氏名であれば、申請書を受理していましたが、今後は以下のとおり取り扱いを改めました。

ご不明な点がある場合には、お問い合わせください。

<委任の欄の記名について取扱変更点>

- ・ 患者（施術を受けた者）の直筆により、委任年月日、患者の住所及び氏名 の記入を受けること。（ただし委任年月日・住所については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこととする。）
- ・ 幼少児童や利き手を負傷している等、記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆で代理記入し、患者から押印（ぼ印 可）を受けること。

※子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証の記載内容と請求書内容が一致しない場合には、引き続き返戻を行います。施術時には必ず受給者証の記載内容の確認をお願いします。

また、スポーツ保険の請求対象と思われる場合には、請求状況の確認をすることがありますのでご協力をお願いします。

※既に通知済みの場合にはご了承ください。

【お問い合わせ先】

尾道市役所

子育て支援課 子育て支援係

TEL : 0848-38-9205

《記入例》

提示された保険情報について記入

〔様式第5号〕

柔道整復施術

社保 → 被保險者

国保 → 世帯主

の氏名・住所

[illegible]

備考 この用紙は、A列4冊とすること。

(※江保険者使用欄)